

毎週火、金曜日発行（但休日に行わぬときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 陸運事務所長事務委任に関する規則
- ◇告示 建設業者の登録まつ消  
解除予定保安林  
" " 保安林の指定解除  
" " 内水面漁場管理委員会委員の任命
- ◇選管告示 鳥取県知事選挙における当選者にして当  
選証書を付与した者の住所及び氏名
- ◇雑報 鳥取県市町村職員共済組合第四回組合会の  
招集

## 規則

陸運事務所長事務委任に関する規則をここに公布する。

昭和三十三年十二月五日

鳥取県規則第五十六号  
鳥取県知事 石 破 二 朗

陸運事務所長事務委任に関する規則

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百三  
条第二項の規定により、道路運送車両法（昭和二十六年  
法律第八十五号）第三十四条第二項に基き市町村長の  
行う臨時運行許可業務に関する知事の監督権を鳥取県陸  
運事務所長に委任する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

鳥取県告示第五百七十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定に  
よる廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定に  
より、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十三年十二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 名 称 所在地 申請者氏名 まつ消年月日  
 鳥取県知事登録 昭三二、一〇、一九 合資会社大内組 鳥取市吉方八二五ノ二四 岡田 哲夫 昭三三、一〇、三〇  
 (注)第五三号

鳥取県告示第五百七十二号

次の保安林を解除予定保安林にしたから森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示

昭和三十三年十二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

市郡町村	在 場	地 所	番	全 面 積		解除予定積見込	指定の目的	申請者	所有者
				台帳	又は実測				

鳥取	湖山	二、九五五ノ一	〇、四七〇	四、四〇〇	〇、三二一	潮害防備	鳥取市長	東都千代田区幸町
	西方	二、九五五ノ一	〇、五五九	三、五〇〇	三、五〇〇	学校敷地のため	入江 和	勸業建設株式
			二、九五六	〇、一三三	〇、四四〇	市営住宅敷地のため		
			一、七四七ノ三	〇、〇一四	〇、一〇〇	学校敷地のため		
気高	気高	酒津	清水谷	九七五	〇、〇三〇	〇、〇三〇	魚付	気高町長
					〇、〇一四	〇、〇一四	指定理由の消滅	田中政雄

東伯 由良 大谷 火出屋 二、〇〇二ノ八 一、三〇〇 一、三〇〇 〇、九〇九 干害防備 由良町長 大字大谷  
 八頭 若桜 若荷谷 休ノ上エ 三二八ノ二 〇、一七〇 〇、一七〇 〇、一七〇 指定理由の消滅 松井輝男 逢坂村  
 なだれ防止 若桜町大字若荷谷財産区  
 ダム道路敷地のため 知事

					三二八ノ三	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇		谷本可恵
					三二八ノ七	〇、〇一〇	〇、〇一〇	〇、〇一〇		若荷谷財産区
					三二八ノ八	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇		西谷重太郎
					三二八ノ九	〇、〇一〇	〇、〇一〇	〇、〇一〇		大田 三郎
					三二八ノ一〇	〇、〇四〇	〇、一五〇	〇、〇一〇		丹比村大字徳丸 保木本君造
					三二八ノ一一	〇、〇一〇	〇、〇一〇	〇、〇一〇		若桜町大字若荷谷 山本 祐藏
					三二八ノ一二	〇、〇一〇	〇、〇一〇	〇、〇一〇		丹比村大字南 田中 鶴松
					三二八ノ一三	〇、〇三〇	〇、〇三〇	〇、〇三〇		若桜町大字淵見 米原実次郎
					三二八ノ一四	〇、〇一〇	〇、〇一〇	〇、〇一〇		大字若荷谷 山本 祐藏



西伯 大山 大山 国有林 一四七、三三九 一四七、三三九 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 町 風害防備 認 定  
道路敷のため

鳥取県告示第五百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十八条  
及び森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）

第五条の規定により、次の保安林の指定を解除した。  
昭和三十三年十二月五日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

所在場所	全面積	解除面積	指定の目的	申請者	住所	氏名				
市(町(大字))	字	地番	台帳	見込	台帳	見込	解除の理由	申請者	住所	氏名

米子 大篠津 川尻灘 二八

〇三三四 〇三三四 〇三三四 〇三三四 〇三三四 〇三三四 〇三三四

魚付 鳥根県八束郡東出雲町大字  
指定理由の消滅 掛屋町八三六 岸本 春雄

鳥取県告示第五百七十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三百三十一  
条第二項の規定により、昭和三十三年十二月一日次のと  
おり内水面漁場管理委員会委員を任命した。

昭和三十三年十二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	職業	住 所
江原 勇	漁業	倉吉市魚町
田中 信敏	"	鳥取市三津
青木 寛	"	西伯郡伯仙町尾高
早栗 操	養殖業	東伯郡三朝町穴鴨
荻原 央治	漁業	八頭郡河原町
中村 国清	"	東伯郡羽合町浅津

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十五号

昭和三十三年十一月二十八日執行の鳥取県知事選挙にお  
ける当選者で、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）  
第百五条の規定により当選証書を附与した者の住所及び  
氏名は、次のとおりである。

昭和三十三年十二月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

住 所 鳥取市上町九十六番地

氏 名 石破二郎

附与月日 十二月三日

雑 報

鳥取県市町村職員共済組合第四回組合会を次のとおり招

集する。

昭和三十三年十二月五日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 野坂寛治

一 開催年月日 昭和三十三年十二月十一日午前十一時

一 開催場所 米子市皆生 松風閣

一 附議事項

議案第一号 有価証券の取得について

議案第二号 委託保養所の設置について

報告第一号 昭和三十三年九月末仮決算報告について